

2021年11月22日

保険薬局等関係 各位

JA 愛知厚生連 豊田厚生病院

特定の薬剤に関する疑義照会の申し合わせについて（期限的措置）

当院では特定の薬剤において、供給が安定していないことから、調剤上の変更に伴う疑義照会を減らし、処方医師・保険薬剤師の負担軽減、患者さんの待ち時間短縮を図る目的で、下記内容について一時的に疑義照会を簡素化しております。

【処方変更に係る原則】

1. 処方箋表示医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、疑義照会なく処方薬を変更できない。
2. 服用方法、安定性、価格等に関して患者に十分な説明を行い、同意を得た上で行う。

【疑義照会を簡素化できる内容】

1. 「【般】アルファカルシドール錠 0.25 μ g」から「アルファロール®カプセル 0.25 μ g」への変更および、「【般】アルファカルシドール錠 0.5 μ g」から「アルファロール®カプセル 0.5 μ g」への変更は患者さんの不利益とならないよう、説明・同意を得たうえであれば、疑義照会は不要とする。

※変更の際して、一般名処方からの調剤、後発品への切り替え時と同様、FAX 連絡は不要。お薬手帳等にて情報のフィードバックをお願いします。

上記については、供給不安定に伴う期間限定的な申し合わせ事項となります。状況が変わった時点で改めてご連絡させていただきます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上